

## 健康保険証の写しのマスキング（黒塗り）について（お知らせ）

令和5年10月25日

健康保険法の改正により、令和2年10月1日から、本人確認のために医療保険の被保険者証（保険証）を使用する際、保険者番号及び被保険者等記号・番号の提供を求めることが禁止されました。

岡山市水道局（以下「局」という。）においては、「令和2年10月21日付 健康保険証の写しのマスキング（黒塗り）について（お知らせ）」にて、関係者の皆様へ取り扱いをお知らせしていたところですが、マスキング箇所について追記しましたので、下記のとおり改めてお知らせいたします。

### 記

局が発注する建設工事等において、入札参加資格の確認、配置予定技術者・現場代理人の届け出の提出等の際に健康保険証の写しを添付する際には、下図のとおり、被保険者等の記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）して提出してください。

なお、当該箇所にマスキングを行わずに提出された場合でも書類は受け付けますが、局において当該箇所にマスキングを行いますので、あらかじめ御了承ください。

### 【マスキング（黒塗り）見本】

<b>健康保険 被保険者証</b>	本人（被保険者証）		
			令和○年○月○日交付
	記号	■	番号 ■
氏名		○○ ○○	
生年月日		昭和○○年○○月○○日	性別 ○
資格取得年月日		平成○○年○○月○○日	(二次元コード) ■
事務所所在地		岡山市○区○○	
事業所名称		○○株式会社	
保険者番号		■	
保険者名称		○○○○	
保険者所在地		○○県○○市	

### 【問い合わせ先】

岡山市水道局  
総務部管財課契約係 TEL086-234-5917